

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第142号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月9日 16時50分ごろ	
発生場所	広島県福山市横島西方沖 上島町百貫島 ^{ひゃっかんしま} 灯台から真方位342° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 20.5′ 東経133° 15.5′)	
事故等調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{しゅんえい} 俊英丸、19.89トン 270-22069広島、有限会社俊英海運 B はしけ ^{じょうすい} 常水1号、全長31m、幅7.4m なし、常石ポートサービス株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船首部船底に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約2.2mの喫水で、B船は、清水約500tを積載し、船首尾とも約3.4mの喫水で、A船がB船を横抱きにして船舶に給水するために横島西方沖を南進中、平成22年7月9日16時50分ごろ、B船が浅所に乗り揚げた。 船長は、B船の喫水を把握しておらず、また、潮汐の調査を行っていなかった。 船長は、乗揚後、損傷状況を確認したのちにA船でB船を離礁させ、予定の給水作業を終えて帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約1.0m、潮流 微弱な東流	
その他の事項	船長は、本事故海域の航行経験が豊富であったので、浅所の存在を知っていたがレーダー及びGPSプロッターを活用していなかった。 船長は、レーダーの電源を切っており、また、GPSプロッターは作動させていたが監視していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を横抱きにして横島西方沖を南進中、船長がB船の喫水を把握していなかったことから、B船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、B船を横抱きにして横島西方沖を南進中、船長がB船の喫水を把握していなかったため、B船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
----	--